

## 第138期技術講習所開講式が開催されました

第138期技術講習所開講式が10月8日（金）9：00より開催されました。

内藤教育委員長より開講の挨拶があり、2級ガソリン課程14名、3級自動車ガソリンエンジン課程17名、自動車電気装置課程8名、計39名が3月までの20日間（自動車電気装置19日間）にわたる自動車整備技能登録試験実技免除講習を受講することになりました。

受講生39名全員が本講習を無事修了出来たよう、お互いに努力していきたいと思います。

また、講習生を送り出している事業場につきましては、講習受講に対するご協力をお願いします。



## =業界情報=

### 全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例 Vol.118

**【内容】**車検を受けた数日後にスパークプラグが吹き飛んだ

・車名：ミニバン 　・登録年月：平成20年 　・走行距離：不明

新車の時から付き合いがあるガソリンスタンドに毎回車検をお願いしている。7年目の車検時にスパークプラグを交換し、今回が11年目の車検だった。車検を受けた数日後、走行中にエンストし、レッカーで車検を受けたガソリンスタンドに入庫した。整備士に確認してもらうと、スパークプラグが外れており、修理に30万円程かかると言われた。車検時にスパークプラグの点検をしているはずなのに、外れるなんて整備ミスではないか。念のためディーラーで確認してもらうと、スパークプラグのガスケットに変形した痕跡がないので、締め忘れしか考えられないと言われた。他にも2社に相談したが、同じことを言われた。走行中に思わぬトラブルに巻き込まれないように車検や点検をしているのに、こんなことになりすごく怖い思いをした。その思いを汲み取ることなく、いきなり見積りの話をするガソリンスタンドの対応にも不満を感じる。この修理代は私が負担しなければならないか。明日、ガソリンスタンドと話をする予定で、車に詳しくないので整備振興会に相談した。

#### 【対応】

相談者は、当該ガソリンスタンドの社名を言いたくないと仰るので、振興会の立場を説明し、車検、法定点検の項目及びスパークプラグの構造について説明した。その上で、「スパークプラグを交換したのであれば、プラグの締め付け確認は確実に実施しているはずだが、今日まで相談者が調べた内容を事実確認のためにもガソリンスタンドの担当者に伝えてください。整備作業の内容や用語で理解できないことがあれば、連絡ください」と伝えた。相談者は、「またわからないことがあります」と言って相談を終えた。

# 令和3年度「点検整備推進Webキャンペーン」について

9月、10月の2ヶ月間を重点期間として全国的に展開される「自動車点検整備推進運動」にあわせて、「点検整備推進Webキャンペーン」を下記の通り実施しました。

## 記

- ◇目的 自動車ユーザーに点検・整備の必要性や重要性を理解してもらい、自動車の保守管理意識の高揚を図る。
- ◇期間 令和3年10月1日（金）～10月31日（日）
- ◇主催 一般社団法人山梨県自動車整備振興会  
山梨県自動車整備商工組合
- ◇後援 関東運輸局山梨運輸支局
- ◇実施方法
- ・ウェブサイトを活用したユーザー参加型の広報活動を展開し入庫促進を図る。
  - ・日整連作成のチラシ「鈴木さんと佐藤くんのもっと！知って納得！安心車検！」を読んでいただき、定期点検整備の重要性を訴求する。
  - ・山梨県在住の方を対象にチラシの内容に関するクイズに正解することで、豪華賞品が当たる抽選に応募できるキャンペーンを実施。
  - ・キャンペーン特設Webサイトを設置しキャンペーンの詳細を掲載。
- ◇応募方法 クイズの解答はWebによる応募、お問い合わせについてはメールにより受付。
- ◇告知方法 新聞広告（10月2日及び10月15日山梨日日新聞に掲載）  
Web広告（キャンペーン期間中、yahoo及びYouTubeのサイトに掲載）



yahoo 掲載広告



10月15日 山梨日日新聞 掲載

## 会員の皆様へ

### 車検・定期点検割引クーポンの精算について

「点検整備推進Webキャンペーン」で行われたクイズの賞品として下記の「車検・定期点検割引クーポン(5,000円割引券)」が50名の当選された皆様に送付されます。

この割引クーポンは、車検・定期点検及び一般整備(オイル交換等)時の料金割引クーポンとなります。

ご利用がありましたらクーポン券裏面の記載内容をご確認の上、料金の精算にご協力をよろしくお願いします。

#### 割引クーポン表面



#### 割引クーポン裏面

##### お客様へ

- AMSマークの当会会員工場で、この割引券をご利用下さい。
- AMSマークの工場は、ホームページでご確認下さい。
- 本券の有効期限は、令和4年11月30日とします。
- 車検・定期点検料金から5,000円を割引します。
- この割引券は、現金とのお引き換え及び釣り銭のお返しはしません。
- この割引券の盗難、紛失に対して、その責は負いません。
- ご記入頂いた個人情報は当会にて適切に管理し、その他の目的には使用致しません。
- 本券は1回の使用に1枚です。
- また複数枚の場合は使用できません。



##### 実施された自動車整備工場へ

- 割引券の利用があった場合は、請求金額から5,000円(税込)を割引して下さい。
- 下記の必要事項をご記入の上、振興会に割引券を持参し精算して下さい。
- 精算の期限は令和4年12月28日までとします。

###### 〈工場記入欄〉

- お客様のお名前
- 車両番号

- 認証番号  
8-
- 実施工場名



車検・点検整備は  
AMS看板の県下整備工場へ

(一社)山梨県自動車整備振興会  
笛吹市石和町唐柏790 (TEL)055-262-4422

## 令和3年10月施行「点検基準の改正」に係る 点検の対象となる警告灯について

自動車点検基準の一部改正(令和2年2月6日公布)に伴い、本年10月1日より、1年ごとの法定定期点検に「車載式故障診断装置の診断の結果」の点検項目が追加されることはご承知のとおりですが、今般、一般社団法人日本自動車工業会(自工会)より、保安基準で定められた警告灯(自動車メーカー共通)に加え、自動車メーカーより意匠が異なる「自動命令型操舵機能」、「衝突被害軽減制動制御装置」の警告灯(例)の提供がありましたのでお知らせします。

### 令和3年10月施行「点検基準の改正」に係る 点検の対象となる警告灯について

自動車※の定期点検基準の点検項目について、令和3年10月1日より、「OBD(車載式故障診断装置)の診断の結果」が追加され、1年ごとに点検することが義務化されます。

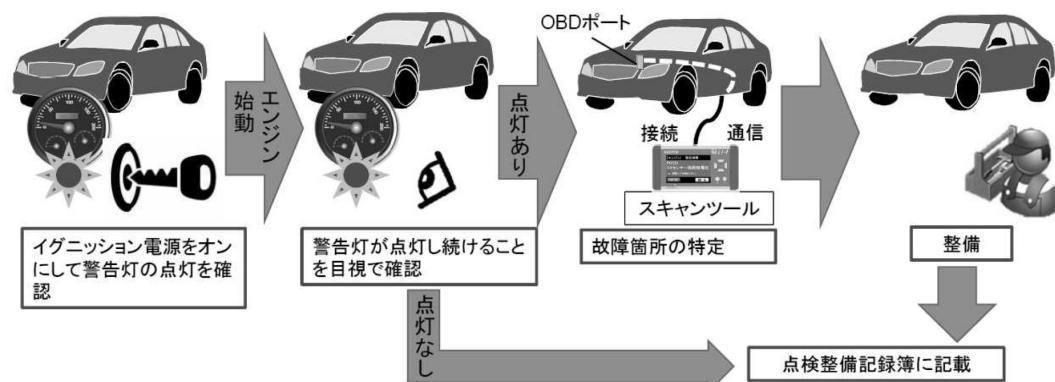
(※OBDの診断結果の点検項目追加については、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車は対象外)

点検の実施方法としては、警告灯を確認、もしくはスキャンツールを用いて確認する方法で行いますが、警告灯の意匠は、自動車メーカー共通の意匠と、一部の意匠については各社によって異なるものがあることから、警告灯一覧を掲載しましたので、点検整備の際にご活用ください。

#### ■点検の対象となる装置

点検の対象は原動機、制動装置、アンチロックブレーキシステム、エアバッグ、自動命令型操舵機能、衝突被害軽減制動制御装置及び自動運行装置となります。

#### 【警告灯を確認する方法での点検整備の流れ】



出典:国土交通省ウェブサイト (<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001332203.pdf>)

#### ■参考資料

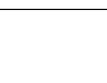
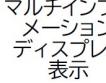
【保安基準で定められた警告灯】(自動車メーカー共通の警告灯)

|                             |  |               |  |                        |  |
|-----------------------------|--|---------------|--|------------------------|--|
| 原動機                         |  | 制動装置          |  | アンチロック<br>ブレーキ<br>システム |  |
| エアバッグ<br>(前方または<br>前方・側方共用) |  | エアバッグ<br>(側方) |  |                        |  |

詳細はサービスマニュアルまたは、取扱説明書を参照

【自動命令型操舵機能、衝突被害軽減制動制御装置の警告灯(例)】(自動車メーカーによって異なる警告灯)

|              | いすゞ  | スズキ  | スバル   | ダイハツ  | トヨタ   | 日産   |
|--------------|--|--|---|---|---|--|
| 自動命令型操舵機能    | マルチディスプレイ<br> | または<br> | マルチインフォメーションディスプレイ<br> |   |   | アシストディスプレイ表示<br><br>△警告<br> システムが故障しているため使用できません   |
| 衝突被害軽減制動制御装置 |               |  |                        |  |  | <br>および<br>アシストディスプレイ表示<br><br>△警告<br> システムが故障しているため使用できません |

|              | 日野   | ふそう   | ホンダ   | マツダ   | 三菱   | UD   |
|--------------|--|---|---|---|--|--|
| 自動命令型操舵機能    | なし   | LCD表示(大型トラック)<br>  | LKAS<br>または<br>  | 下記4種<br><br><br><br> | マルチインフォメーションディスプレイ表示<br><br>△警告<br> | なし   |
| 衝突被害軽減制動制御装置 | <br>小型トラック以外<br> | <br>または<br> | <br>または<br> |   | 警告灯 および<br>マルチインフォメーションディスプレイ表示<br>   | 警告灯<br><br>マルチディスプレイ表示<br><赤色><br> |

詳細はサービスマニュアル※または、取扱説明書を参照  
※OEM車両の警告灯は供給元メーカーを参照

# 自動車点検基準の一部改正に係る点検について 「OBD（車載式故障診断装置）の診断の結果」の追加

22ページ掲載の「令和3年10月施行「点検基準の改正」に係る点検の対象となる警告灯について」の内容のとおり、自動車点検基準の一部が改正され、大型特殊自動車、被牽引自動車及び小型二輪自動車を除く自動車を対象として令和3年10月1日から「OBD（車載式故障診断装置）の診断の結果」が追加されて1年(12ヶ月)ごとに点検することが義務化されます。

これに伴い、令和3年10月1日以降は、お手持ちの記録簿(使用途中の記録簿綴り)を引き続き使用する場合、「その他の点検・整備項目等」の欄に「OBDの診断の結果」を追記し、対象車両につきましては、点検を行って下記の記載例を参考に記録簿を記載してください。

## 〈持込車検用記録簿〉

| 分解整備記録簿(2年定期点検用整備記録簿)                                       |        | 車両の車両登録番号 | 車両登録番号 | 年月日 |
|---|--------|-----------|--------|-----|
| 車両登録番号  | 車両登録番号 | 車両登録番号    | 年月日    | 年月日 |
| 点検の結果及び整備の概要  |        | 点検の結果     |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
|   |        |           |        |     |
| <img alt="Diagram of engine and rear wheel inspection areas |        |           |        |     |

## ◆点検の方法

### 【スキャンツールを用いる場合】

スキャンツールの接続部を車載式故障診断装置と接続して診断の結果を読み取ることにより点検する。

### 【識別表示を用いる場合】

イグニッション電源をオンにした状態で診断の対象となる識別表示が点灯することを確認し、原動機を始動させる。そして、診断の対象となる識別表示(参考)が点灯又は点滅し続けないかを目視により点検する。

但し、自動車メーカー等の作成するユーザーマニュアル等により点検を行うこととされている場合は、その方法により点検する。

## ◆整備の実施方法

点検の対象となる警告灯が点灯又は点滅し続けている場合は、スキャンツール等を使用してその原因となる故障箇所を特定し、少なくとも整備作業が適切に完了しなくなる恐れがある作業については自動車メーカー等の作成する整備要領書に基づいて整備を行う。

#### ◇点検実施結果及び整備作業実施結果の記載例

#### 記載例 1: 点検の結果、良好であった場合

記載例2:OBDの診断の結果を点検し、衝突被害軽減制動制御装置のカメラを交換し、エーミング作業を行った場合 他の点検項目等(特殊な装置)・交換部品

その他の点検項目等(特殊な装置)・交換部品  
OBDの診断の結果  注  ×  
衝突被害軽減制動制御装置のカメラ  注  A  
エーミング作業

記載例3:OBDの診断の結果を点検し、衝突被害軽減制動制御装置のカメラのボルトを増し締めし、エーミング作業を行った場合

## 自動車特定整備事業に係る国土交通省ホームページ掲載のお知らせ

国土交通省ホームページに特定整備事業関係情報の専用ページ「自動車特定整備事業について」が開設され、同ページにおいて、電子制御装置整備の対象車両及び整備用スキャンツールの情報等が掲載されましたのでお知らせします。

なお、上記 対象車両及び整備用スキャンツールリストは随時更新されますので、ご留意下さい。

国土交通省ホームページ「自動車特定整備事業について」

自動車⇒◆自動車整備事業⇒自動車特定整備事業について

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr9\\_000016.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000016.html)



国土交通省

YouTube Twitter 本文へ 文字サイズ変更 標準 拡大 音

Google カスタム検索

ホーム 国土交通省について 報道・広報 政策・法令・予算 オープンデータ お

## 自動車

組織 予算 税制・財投 統計データ パブリックコメント 報道発表 関連リンク集

ホーム > 政策・仕事 > 自動車 > 自動車特定整備事業について

### 自動車特定整備事業について

自動車整備制度は、これまでのエンジンやブレーキなどを取り外して行う「分解整備」から、その範囲を取り外しを伴わなくとも装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造等(電子制御装置整備)に拡大するとともに、対象装置として、自動運転レベル3以上の自動運転を行う自動車に搭載される「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改め、新たな制度として令和2年4月からスタートします！

その作業、本当にやって  
大丈夫／OK

STOP違法整備!!

## 自動車特定整備制度の概要

自動車特定整備制度は、従来からの分解整備に加え、自動ブレーキなどに使用される前方を監視調整や自動運行装置の整備について、「電子制御装置整備」と位置づけ、その整備に必要な事業場(

## リコール検索システムをご利用ください

整備事業者がリコール情報を確認する方法として、各自動車メーカーのホームページにアクセスし、車台番号等を入力することにより行っていますが、車両により異なるホームページにアクセスしなければならないなど煩雑であることから、国土交通省並びに日本自動車整備振興会連合会（日整連）ではリコール検索システムを展開しております。

入庫車両のリコール状況を確認する手段として標記検索システムのご利用をお勧めします。

### リコール検索システム（国土交通省）（振興会ホームページからリンク）



CONTENTS

- プロフィール
- 自動車整備士ご希望の方へ
- 希望ナンバー制度について
- マイカー買取点検
- 「車検」と「定期点検」何が違うの?
- 整備工場の良い車検って、なん?
- 定期点検制度はどんなタイミングで何をするの?
- あなたの車検は?
- お近くの整備工場

山梨県自動車整備振興会  
青年部公式  
Facebookページ

日整連チャンネルで  
動画の配信開始!!  
YouTubeで公開中

会員ページ

会員用  
車検予約システム

車検予約システムは  
ホームページに  
移動しました。



### 会員専用ページ

- 今月の会報
- 振興会からのお知らせ
- 商工組合からのお知らせ
- 規約ダウンロード
- 警察への車両検査協力のお願い

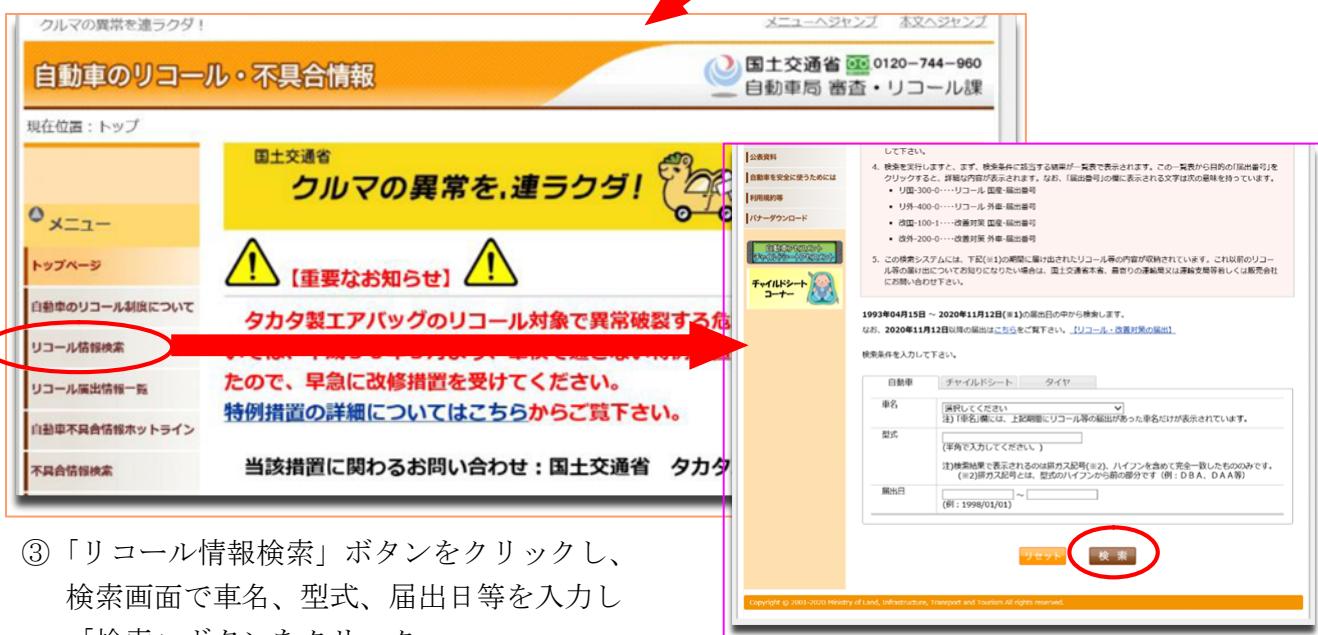
会員用 車検予約システム

国土交通省  
リコール情報

環境家計簿

①振興会ホームページ会員ページへ  
(ユーザー名 ams パスワード amskai in)

②「国土交通省リコール情報」  
ボタンをクリック



自動車のリコール・不具合情報

現在位置：トップ

メニュー  
メニュー  
トップページ  
自動車のリコール制度について  
リコール情報検索  
リコール届出情報一覧  
自動車不具合情報ホットライン  
不具合情報検索

国土交通省 0120-744-960  
自動車局 審査・リコール課

クルマの異常を連ラクダ!

【重要なお知らせ】

タカタ製エアバッグのリコール対象で異常破裂する危  
たので、早急に改修措置を受けてください。  
特例措置の詳細についてはこちらからご覧下さい。

当該措置に関するお問い合わせ：国土交通省 タカタ

リコール情報検索

して下さい。  
4. 件名を入力して下さい。また、検索条件に該当する結果が一覧表示されます。この一覧表から目的の「届出番号」をクリックすると、詳しい内容が表示されます。なお、「届出番号」の欄に表示される文字は次の意味を持っています。  
・UJ-300-0……リコール 国産・輸出車  
・UJ-400-0……リコール 外車・輸出車  
・UJ-100-1……改善対策 国産・輸出車  
・UJ-200-0……改善対策 外車・輸出車  
5. この検索システムには、下記(1)の期間に届け出されたリコール等の内容が収納されています。これ以前のリコール等の届け出についてお問い合わせになりたい場合は、国土交通省本省、各支所の連絡窓口は販売会社にお問い合わせ下さい。

1993年04月15日～2020年11月12日(※1)の届出の中から検索します。  
なお、2020年11月12日以降の届出はこちらをご覧下さい。[リコール・改善対策の届出]

検索条件を入力して下さい。

自動車 チャイルドシート タイヤ

車名  
(車名で入力してください。  
注:車名には、上記欄にリコール等の届出があった車名だけが表示されています。)

型式  
(型式で入力してください。  
注:型式は表示されるのは型式記号(例:2),ハイフンを含めて完全一致したもののみです。  
(例:200-000-0000-0000-0000)

届出日  
(例:1998/01/01)～

リセット 検索

③「リコール情報検索」ボタンをクリックし、  
検索画面で車名、型式、届出日等を入力し  
「検索」ボタンをクリック

日本自動車整備振興会連合会

HOME サイトマップ ENGLISH

文字サイズ 小 中 大 サイト内検索

日整連の紹介 マイカー点検情報 自動車整備士資格情報 環境関連情報 整備事業関連情報 イベントキャンペーン

マイカーをお持ちの方向け

日整連の紹介 マイカー点検情報 自動車整備士資格情報 環境関連情報 整備事業関連情報 イベントキャンペーン

イベントの予定表はこちら

名称 &Ucar®契約（アンドユーカー契約）

OTHER SERVICE その他のサービス

自動車重量税等の減免について

次回自動車重量税額照会サービス

日整連チャンネルで動画の配信開始 YouTubeで公開中

リコール情報検索 ブラウザ上で確認できるWeb版となります

自動車整備技能登録試験のご案内

スキャナツール活用事業場認定制度のご案内

有償運送許可のための研修会開催予定

環境家計簿

グッドオアシスキャンペーン

中小企業等経営強化法事業分野別経営力向上機関

自動車不具合情報ホットライン

お知らせ一覧 本サイトのご利用について 個人情報等の取り扱いについて Copyright © Japan Automobile Service Promotion Association.

②「リコール情報検索」ボタンをクリック

③メーカーを選択し、車台番号全桁を半角大文字で入力し、「検索する」ボタンをクリック

車両リコール状況確認

メーカーを選択し車台番号を入力してください

メーカー

車台番号 (半角大文字で入力してください)

例) ABC-1234567890

検索する

## 小型トラック・バス DUONIC 搭載車用 クラッチダンパーの取付要領について

三菱ふそうトラック・バス株式会社

小型トラック・バス DUONIC 搭載車用クラッチダンパーを交換する場合は、下記の特殊工具を用いて取付要領に従い実施するようお願い致します。

この特殊工具はフライホイールとクラッチダンパー間の中心の軸ずれを抑制するために使用します。特殊工具を使用せず取り付けた場合、フライホイールとクラッチダンパー間に軸ずれが生じ、トランスミッションのインプットシャフトと嵌合するスライド部が早期に摩耗する可能性があり、最悪の場合、エンジンからの動力が伝わり難くなる恐れがありますので、必ず本特殊工具を使用して取付作業を行って下さい。

### ■対象車両

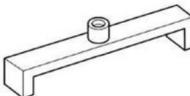
小型トラック・バス DUONIC 搭載車

### ■対象部品

クラッチダンパーME540445

### ■特殊工具

クラッチダンパーME540445

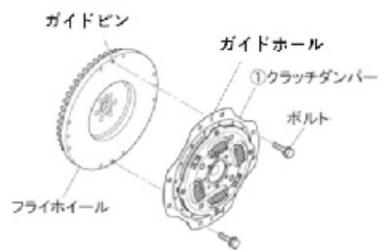
| No. | 部品番号     | 部品名称  | 部品形状  |
|-----|----------|-------|---|
| 1   | MH064965 | インストラ |  |
| 2   | MH064966 | シャフト  |  |

### ■取付要領

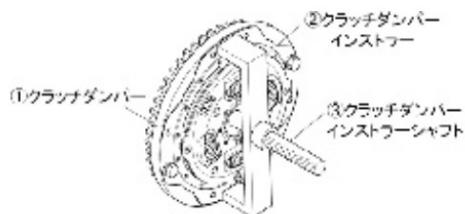
- ①クラッチダンパーのスライド全面にグリース (モリコート BR2 プラス) を端部からはみ出さないように薄く塗布する。



- ・フライホイールのガイドピンに合わせて①クラッチダンパーを取付ける。



- ・脱落防止のため、①クラッチダンパーを対角線上の2本のボルトで仮止めする。  
(クラッチダンパーがガイドピンから外れない位置までボルトを締付ける。)
- ・②クラッチダンパーインストラ (MH064965) をガイドピンに合わせて取付け、③クラッチダンパーインストラシャフト (MH064966) を中心部に差し込む



- ・①クラッチダンパーの中心位置を合わせながら、③クラッチダンパーインストラシャフト (MH064966) を差し込む位置まで挿入する。クラッチダンパーのガイドホールはガイドピンに対してルーズに設定されており、この取付け方法によりフライホイールとクラッチダンパー中心軸を合わせる。
- ・②クラッチダンパーインストラ (MH064965) および③クラッチダンパーインストラシャフト (MH064966) を取付けた状態で、仮止めしていたボルトを規定トルクで締付け、残りのボルトを規定トルクで締付ける。

|        |           |
|--------|-----------|
| 締付けトルク | 45～55 N・m |
|--------|-----------|

- ・②クラッチダンパーインストラ (MH064965) および③クラッチダンパーインストラシャフト (MH064966) を取外す。